

本日はありがとうございます。

○古賀千景君 立憲民主・社民の古賀千景です。

今日は、質問の機会をいただき、ありがとうございます。今日も、私が全国で伺った学校現場の状況を基に質問させていただきます。

昨年の臨時国会で、教職員の働き方について質問をさせていただきました。永岡大臣は、教職員の働き方改革は喫緊の課題だとおっしゃってくださいました。

質問から五か月、その後、どのように働き方改革を進めていただいたのか、お尋ねします。オンライン業務、小学校の高学年の教科担任制、少人数数学級についてはこの前伺いましたので、それ以外のお取組についてお願いいたします。

○国務大臣（永岡桂子君） 文部科学省の調査結果では、ございますけれども、時間外勤務は近年一定程度改善の傾向にあります。学校における働き方改革の成果が少しずつ出ているのかなと、そういうふうに思っておりますが、依然としてやはり長時間勤務の教職員も多くて、引き続きまして取組を加速させていく必要があると、そう認識をしているところですよ。

このため、令和元年の給特法改正を踏まえまして、勤務時間の上限等を定める指針を策定するとともに、また、教職員定数の改善、ICTを活用したこれ業務効率化、業務の効率化などに取り組

んでいるほか、教員業務支援員を始めとする支援スタッフの充実、そして、学校、教育委員会の取組を促進するための全国の取組の横展開もやっております。それから、学校現場の負担軽減に向けた学校向けの調査の精選、削減もやっておりますし、また、コミュニティ・スクールの導入促進や地域学校協働活動など一体的な推進をしております。地域による支援の充実もやっております。それと、あと、やはり部活動の見直し、これもスタートしているところがございますので、これらを総合的に進めているというふうになっております。

やはり、令和四年度に実施されました勤務実態調査におきまして、教師の勤務実態をきめ細かく把握をして、そして、その結果を踏まえまして、教師が教師でなければできない仕事に全力投球できる環境の整備、これを図っていきたいと考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。勤務実態調査の結果が、そろそろ速報値が出てきて、そして様々な施策が行われるということでも楽しみに待っております。

大臣の方からも今言っていたましたが、私は、この問題は給特法を廃止していかないといけないという方向で考えています。今まで、勤務の態様の特殊性を根拠に、教職員は労基法ではな

く給特法が適用されてきました。時間外勤務を命ずることができるとは、超勤四項目のみです。学校は十六時まで子供たちがいます。残りの勤務時間は約一時間。時間外勤務は教職員の自発的な行為、やりたいからやっている業務だとみなされ、時間外手当の支給はありません。

日々、目の前に目を輝かせて学ぶ意欲にあふれた子供たちがいるんです。その子供たちのために明日の六時間の授業の準備をします。今日の授業の評価をします。保護者と連絡を取り合って子供の状況を把握することも必要です。放課後一時間でもこれらのことをやらなければなりません。ほかにも、様々な会議、お便り、報告書の作成、子供たちの育てる植物への水やりとか餌とか、そんな業務もあります。中学校はこれに部活動です。たった一時間でできますか。業務を削減しなければ子供たちとしっかりと向き合うことができない状況であることは、お分かりいただけないと思います。自発的行為の時間外勤務を強いられ遅くまで働く、この教職員の現状をどう思われますか。教えてください。

○国務大臣（永岡桂子君） 本当に、調査をいたしますと、やはり学校の先生、時間が足りない、子供と一緒に過ごさなければいけない時間が取れないという、そういう話もよく聞きます。

やはり、現在の給特法の仕組みでは、公立学校

の先生というのはその自発性とか創造性に基づきまして勤務に期待する面というのが大変周りから大きく見られているところです。どこまでが職務であるかというのは、その切り分けが難しいというふうになるかと思っております。教師の勤務の特殊性というのが、職務の特殊性ですよね、それがやはり勤務、これ時間外の勤務手当などではなくて、やはり勤務時間の内外を包括的に評価するものとして、これは教職調整額を支給することとなっているわけだと思っております。

一方、給特法の制定から半世紀が経過しております。教師に求められます仕事の内容も大変変化をしておりますし、また法律が制定されました当時の想定を大きく大きく超えます長時間の勤務の実態というのが明らかになってきているわけですよ。やはり何ととっても、令和元年に法改正を行いました。教師の勤務時間の上限等を定める指針を策定するなど、学校における働き方改革に取り組んで、取り組み始めたところではございます。こうした中で、先ほども申し上げましたけれども、令和四年に、四年度ですね、に実施をいたしました勤務実態調査におきまして、教師の勤務実態、また働き方の進捗状況をきめ細かく把握をしまして、その結果を踏まえて、教師の処遇を定めた給特法などの法制的な枠組みを含めまして、これは検討することになっているわけでございます。

これ、今年の春頃の予定でございますが、勤務実態調査のこれ速報値の公表の後ですね、円滑に検討が行われますように、有識者等から構成されます調査研究会におきまして、給特法等の関連する諸制度ですとか、また学校の組織体制などにつきまして情報収集、論点整理、これを進めているところでございます。

やはり、働き方改革ですね、これをしっかりと加速をさせまして、処遇の改善等を通じた教育の質の向上、これにしっかりと取り組んでまいります。○古賀千景君 今お話しいただきました教職調整額は基本給の四％、これは私が生まれた年、五十六年前の調査に基づいた四％です。このときの教職員の時間外勤務、一日十八分。今は月に百二十三時間十六分。これが大きく変わっていています。でも、このパーセントを上げていっても業務内容が全く一緒だったら教職員の働き方は変わらないし、子供たちへのしっかりと心を寄り添った授業の組立てというものはできないと思います。このパーセントを改善するだけでは解決しないのではないかと思います。いかがでしょうか。○国務大臣（永岡桂子君） 先生のおっしゃることもやはりよく理解できます。何しろ昔決めたものが今でも続いているというのは、やはりそのところを、給特法等の法整備、これをしっかりと、調査が終わって速報値が出たその段階で議論をす

るということになるかと思っておりますが、今まだスタート、議論がスタートしているわけではございませんので、軽々には申し上げられませんので、そこところは御理解いただければと思っております。

○古賀千景君 教職員への志願者が減り、代替教員は不足し、教員がいない状況となっている学校現場。時間外勤務を命じることができるとは超勤四項目だけなので、教職員は残業しているという自覚がありません。この給特法が教職員の勤務時間の概念を奪いました。過労死の裁判をしても、勤務時間のデータがないのです。やっとならば勤務時間に気付いたというのが正直なところです。給特法が教職員の命と健康を奪い、そしてそのことは子供たちの笑顔を奪い、そして日本の教育に大きな影響を与えている。このままでは学校が日本の教育が破綻します。これらを、国を担う子供たちの教育を行う教職員がいないのです。給特法の廃止が必要だと私は考えますが、いかがでしょうか。○国務大臣（永岡桂子君） お答えいたします。先ほども申し上げたとおりではございますが、令和四年実施、四年度実施の勤務実態調査におきまして、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握をいたしまして、その結果を踏

まえて教師の処遇を定めた給特法等の法制的な枠組みを含めて検討をしっかりとしたいと、そういうふうにご考えております。

○古賀千景君 是非、廃止ということも御検討いただけたらと思っております。

次に、教員採用試験制度について伺います。

文科省は、採用試験の早期化、複線化、そして四年大学を二年で免許が取れるようにする環境などを考えていると伺っています。このようなことでどのような成果が出ると思われますか。

○政府参考人（藤江陽子君） お答え申し上げます。

委員御指摘のように、民間企業において就職活動時期の早期化が行われている中で、教師を目指していても先に民間企業を就職先として決めてしまふなどの指摘もあることから、教職を就職先の選択肢として引き続き選んでもらうために、昨年十月より、文部科学省と教育委員会等の関係団体から成る協議会を立ち上げまして、教員採用選考試験の早期化ですとか、あるいは複数回実施等について検討を進めているところでございます。

採用選考の改善に当たってはまた多くの課題も検討課題もあります。本年五月頃に一定の方向性をお示しすべく、協議会での議論を進めてまいります。

また、昨年十二月の中教審答申では、心理や福

祉、データ活用や語学力などの強みや専門性を身に付けるための科目の履修と教職課程との両立を可能とするため、学部段階において二年程度で必要な単位を修得できる教職課程を開設できるようにするような提言がなされているところでございます。

これを受けまして、文部科学省におきましては、令和五年度に制度改正を実施し、令和六年度以降に大学からの申請を受け付けた上で、令和七年度から新しい教職課程を開設できる方向での検討を進めてまいります。

文部科学省といたしましては、これらの施策を含めまして様々な政策に取り組みことを通じまして、成果といたしましては、少しでも多くの方に教師を志していただくということ、そして、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成ということの寄与につなげていきたいというふうにご考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

でも、今、県ごとに試験日が違っていたりとかしておりますので、そこで、うちに合格していてもそこに来ないとかいうことがたくさんあって、福岡県でも一桁ではありません、何十人も合格者が二月の時点で辞退するというようなこともあります。

採用試験を早期化する、採用試験の回数を増や

して、また免許が二年で取れても、働き方、厳しい働き方が変わらなければ若い人は辞めていくのではないかとということをお考えしています。先日の予算委員会の公聴会でも、本田公述人も同じことを申されました。

教職員志願者は減っている状況にあり、教員採用試験の倍率はどんどん低下しています。以前私も行きましたが、教育実習はとても楽しい時間でした。よし、絶対先生になろうって思ってた帰ってきました。

しかし、今、大学生が教育実習に行っても、余りに多忙な教員を見て志願をすることをやめています。また、採用試験に合格しても、採用されて職場が余りに激務で、心を病んで早期退職して学校を去る若者もたくさんいます。

昨年十月二十四日の読売新聞によると、二〇二〇年度に精神疾患により休職したり一か月以上の病氣休暇を取得した公立学校教員は九千四百五十二人に上りました。これは休暇を取った人数です。ので、氷山の一角です。

その中でも、二十代教員の在職者に占める割合は一・五倍に増加しました。若い教員の声は、授業準備が終わっていないから寝るのが怖い、終わりを感じて涙が出そうになる。教員の御家庭の保護者からは、夜中に娘、教職員になった娘が泣いている、泣き声が聞こえてくる、そんな声も聞こ

えてきます。採用されても、その子供と、自分のクラスの子供と出会う前に、準備段階で辞める新採者もたくさんいるんです。また、一か月はどうか頑張った、でもゴールデンウィーク明けはもう行っきらんで、そんな若い教職員もたくさんいます。

福岡県で二年度に退職をした新採者は三十九人、今年も二月までに二十五人退職しています。

このような教員志願者の減少、早期退職が教職員不足という実態の大きな要因となっています。教員の業務削減、処遇改善が行われなければ、若者がどんどん教育から離れていきます。

衆議院予算委員会で、同僚の道下大樹議員の教師の志願者を拡大するためへの取組への質問に対する答弁で、採用選考の改善だけでは十分ではない、文科省、教育委員会、学校現場が一体となって多角的な取組を進めていくとおっしゃいました。具体的にとどのような多角的に進められていくのかを教えてください。

○国務大臣（永岡桂子君） やはり、先日答弁でもお伝えをいたしましたけれども、多様な知識ですとか経験などを加味した特別な選考のこれ拡充や、教員採用選考試験の早期化、複数回の実施のほか、やはり関係者が一体となって多角的な取組を進めていくことが不可欠であるというふうには認識をしております。

具体的には、教師の志願者を増やすための各教育委員会におけます取組を支援するとともに、計画的な教員採用の促進、また、現在教職に就いてはいない免許保持者、これペーパーティーチャーといえますけれども、に対する教職への入職支援、それから学校における働き方改革、教職の魅力向上などの取組など、様々な政策に取り組むことを通じまして質の高い教師の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

じゃ、次に、少人数学級について伺います。

国は少人数学級を進めていただいて、今度、四月からは小学校四年生までが三十五人となります。学習につまずいた子供たちに細やかに対応ができるって、子供の顔がしっかりと見え、心に寄り添うことができる、そんな喜びの声をたくさん私も伺っております。大臣自身も先日の道下議員の質問に対して、大変少人数学級は有意義なことだというふうにおっしゃってくださいました。

しかし、この一か月、逆行する報道があります。深刻な教員不足のため、沖縄県や山口県など幾つかの自治体が四月から学級の生徒数を増やすという話です。教員不足でそうするしかないというのです。山口県、沖縄県が少人数学級の取組を見直そうとしていることについて、永岡大臣のコメントでは、二三年度の暫定的な措置として検討して

いると承知していると述べられた上で、国の基準を下回る人数で学級を編制する前提と聞いており、国における三十五人学級の計画的な整備に必ずしも反するものではないと述べられました。

生徒数が増えたと、もうお分かりのとおり、子供たちに十分な対応ができにくくなります。教員不足が子供たちの学力の低下にもつながっています。本当に、国の基準を守ればいい、それだけのことでしょうか。そこに子供を中心に据えた教育という思いが入っているのかなというところで、私はちよつと疑問に思いました。お気持ちを伺えください。

○政府参考人（藤原章夫君） 現状について、最初に私の方からお答えしたいと存じます。

ただいま山口県、それから沖縄県のお話がありました。山口県においては、中学校二、三年生の三十五人学級を三十八人学級に変更し、沖縄県においては、国の基準を一部の学年で下回る県の基準に関し、やむを得ない場合に限り国の基準の範囲内で個別の学級を編制する対応を取ると、こういう状況があると聞いております。いずれの場合におきましても、国の基準の範囲内の人数で学級を編制する前提と聞いており、国における三十五人学級の計画的整備に必ずしも反するものではないと理解はしております。

また、他県においては、同様の事案が生じてい

るといふ話は現時点では承知をしていないところ
でございます。

○古賀千景君 その国の基準に照らして合わせて
大丈夫だからそれでいいんだよというふうになら
ずと聞こえてしまつて、私はそうかなつて正直思
つています。

また、少人数学級については、自治体独自の取
組を行っているところがほかにもあります。福岡
市は既に小学校一年生から中学校三年生まで三十
五人学級が実現しています。山梨県は現在、小学
校の一年生、二年生は二十五人学級です。そして、
来年度からは三年生に拡大し、再来年度からは四
年生に拡大します。私のところには、何で自治体
ができているのに国はできないんですかつて、そ
んな声がたくさん届いてきます。

国が少人数学級を進めているのは十分承知して
いますが、経済的に厳しい自治体にさせていくの
ではなくて、もっと国が率先して取り組むべきだ
と考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（永岡桂子君） 令和三年にこれ義務
標準法を改正いたしました、約四十年ぶりですけ
れども、公立の小学校の学級編制の標準を、これ
四十人から三十五人に引き下げることになりました。
やはり、一人一人のニーズに、子供たちですね、
一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導、これ
を可能にするという指導体制を整備していきまし

ようということでございます。

やはり、今後につきましては、小学校におけま
す三十五人学級の教育効果は実証的に分析、それ
から検証するなどの取組を行った上で、中学校を
含めて学校の望ましい教育環境、また指導体制の
構築に向けて取り組んでまいりたいと考えており
ます。

○古賀千景君 ありがとうございます。

では、高等教育の無償化について伺います。
今、多くの学生が奨学金を借りています。お伺
いします。三十九歳以下の方で学生支援機構の奨
学金を利用している人の割合はどれくらいですか。

○政府参考人（池田貴城君） お答えいたします。
直近の令和三年度の実績におきまして、日本学
生支援機構の奨学金の対象となる学生等のうち、
貸与型奨学金を利用している学生等は約三割、給
付型奨学金を利用している学生等は約一割となつ
ております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

奨学金の平均の貸入れ総額は、私が調べたところ
では平均大体三百十万円、まあ様々ありますが、
返済期間は十五年という結果が出ています。大体
計算したら、四十歳くらいまで返済をしています。
月の返済額は平均一万五千元。この返済期間、額
についてどのようにお感じになりますか。

○政府参考人（池田貴城君） 日本学生支援機構

の貸与型奨学金は、毎月の返済額、返済額が過大
とならないよう、長い期間を掛けて返還いただく
制度となっております。

その上で、様々な利用により、厳しい経済状況
におかれ、奨学金の返還が困難な方々に対しては
きめ細かな対応が必要と考えており、返還を猶予
する制度や毎月の返還額を減額する制度によつて
返還負担の軽減を図つていただいております。
さらに、無利子奨学金につきましては、所得が低
い間の返還負担を軽減するため、卒業後の所得に
応じて毎月の返還額が変動する制度も導入してお
り、文部科学省としては、引き続き教育に係る経
済的な負担軽減に取り組んでまいりたいと考えて
おります。

○古賀千景君 返済に関する実態を十分にお調べ
いただいているなと思つておりますが、そのため
に生活に影響が出たという方はたくさんいらつし
やいます。そのことも御存じだと思います。

資料のまず②を御覧ください。結婚に影響が出
たという人は三七・五%、子育ては三一・八%、
出産は三一・一%です。資料一の右側を御覧くだ
さい。ここは一八年の調査になりますが、分から
ないとか無回答という答えを除くと、結婚、出産
子育てについては二十四歳以下で七割強の人が影
響した、二十代後半でも六割台を占めています。

大学授業料が無償という国も世界にはたくさん

あります。日本の大学授業料は国際比較の観点でも高い水準にあることは間違いありません。大学の授業料が高く、また学びたい大学が遠くにある場合は生活費も必要となり、奨学金を借りなければならぬ、そのことが結婚、出産、子育てに影響している。奨学金を全額返金できる見通しが立つまでは結婚、出産は難しい、奨学金の返済が負担がなければもう一人子供が欲しかった、そんな声もたくさん伺っています。高等教育の無償化が進めば奨学金の返済も軽くなり、若者の負担が減ると思います。若い世代の方が今よりも安心して結婚し、出産し、子育てができると考えます。

今、次元の異なる少子化対策と訴えていらつしやいます。であれば、子供がもつと産みたかったという声を、それに耳を傾けて、高等教育の無償化が必要だと私は考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（永岡桂子君） 委員おっしゃいますように、奨学金の返済というのは、やはり社会人になりました、学校を卒業して社会人なりたてというのは余り給料良くないですね。それで返済をするということ、大変やはりきついなものがあるだろうなと思っております。

そんな中で、先日、二月の二十八日の厚生労働省の発表によりますと、これ昨年の出生数、これが初めて八十万人を切ったと、過去最低となったということ、本場に危機的な状況であると、そう

認識をしております。少子化の様々な要因といたしましては、子育てや教育に係る費用負担、これ重いというのは大変指摘をされているところでございます。

高等教育段階の負担軽減につきましては、非課税世帯の学生に対します高等教育の無償化と、それに準じる世帯にも一定の支援を行っております。これは高等教育の修学支援新制度、これを令和二年度から開始をいたしました。さらに、昨年の骨太の方針などでは、多子世帯やまた理工農系の学生さんの中間層への対象拡大の方向性が示されておりまして、令和六年度の導入に向けて準備を進めているところでございます。

今後の少子化対策につきましては、こども政策担当大臣の下に設置をされました関係府省会議におきまして、三月末を用途に具体的なたたき台が取りまとめられた上で、六月の骨太の方針まで大枠を提示することとなっておりますので、内閣官房を始めとする関係府省としっかりと連携をしまして協力していきたいと思っております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

子育て予算倍増です。今、この機にしっかりと学校教育、そして高等教育の無償化、取り組んでいただければと思います。

終わります。

○斎藤嘉隆君 立憲民主党の斎藤嘉隆です。

今、奨学金の話が古賀委員からありましたけど、ちよつとお伺いします。

大臣、自民党内の子供政策の会合ですかね、ちよつとよく分かりませんが、学生時代の奨学金の返済、地方に帰って結婚したら三分の一免除しよう、それから、出産したら三分の二免除だ、二人目産んだら全部免除だという、こんなことを発言されている方がいらつしやるようなんです、かなり責任の重い方が。

授業料負担などに今耐えて、若い皆さんが、奨学金を得て大学に通っている学生さんたちがいて、彼らにこういうメッセージというのは適切でしょうか。私は、言い方は悪いんですけど、借金のカタに産めよ増やせよみたいなですね、何かちよつと恐ろしい違和感を感じないでもないんです。

大臣はこの件についてどんな感覚をお持ちですか。

○国務大臣（永岡桂子君） 御指摘の提案につきまして、自民党内の議論で行われたということ、は承知をしておりますが、やはり議論の過程で出された意見の一つということでございますので、それが党の議論の、これは、何というんですか、決まったことということではないので、非常に個人の意見を思わず述べられたということだと思っておりますので、コメントは差し控えさせていただければと思っております。